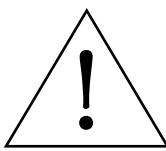


令和7年度 特別区民税・都民税・森林環境税(住民税)



あなたの住民税が払われていません！ 督促状を送付します

※根拠法令：地方税法第329条

◆ 住民税とは

住民税は、日本に住んでいるすべての人が払う税金です。

外国人も払わなければなりません。

住民税には、都民税と区民税があります。東京23区を特別区といいます。

そのため、足立区の住民税は、「特別区民税」といいます。

◆ 特別区民税、都民税を払わなければならぬ人

以下の1か2の人です。

1) その年の1月1日に、足立区に住所があって、前年に収入があった人

2) その年の1月1日に、足立区に事務所・事業所、または家屋敷のある人で、かつ前年に収入があった人

◆ 督促状とは

住民税を、定められた納期限までに納税しないことを滞納といいます。

納税して頂けなかった場合には、滞納者へ督促状が発送されます。督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに納付して頂けない場合には、法律の定めるところにより、銀行や勤務先、取引先等を調査し、財産（給料、売掛金、預貯金、生命保険解約返戻金、電話加入権、不動産など）の差押えをします。

◆ 延滞金について

住民税を納期限までに納めないと、地方税法第326条等に基づき、納期限の翌日から納付または納入の日までの期間に応じて延滞金額を加算して納めなければなりません。

延滞金は、納期限までに納めた方との公平性を保つことなどを趣旨としています。

また、延滞金も差押えの対象となります。

＜令和8年1月1日以降の期間に適用される延滞金の割合＞

	本則	令和8年1月1日～令和8年12月31日
延滞金	14.6%	※ 延滞金特例基準割合（1.8%）+7.3% = 9.1%
納期限後1ヶ月以内	7.3%	※ 延滞金特例基準割合（1.8%）+1.0% = 2.8%

※ 延滞金特例基準割合とは、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合（国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年9月～前年8月における平均）に年1%を加算した割合です。なお、各種猶予制度を適用された人は、上記の延滞金計算とは異なります。

◆ 住民税を支払うところ、支払い方法

納税課（足立区役所1階）、各区民事務所、銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなど

※ 納付書のバーコードを読み取り、モバイルレジ、モバイルレジクレジット（税金と

別に手数料がかかります)、スマホ決済アプリなどで支払うこともできます。(スマートフォンを使います。30万円まで支払うことができます。)

※ 30万円以上の場合は納付書にバーコードが付いておりませんので、金融機関の窓口でお支払いをお願いします。

支払い方法の詳細は、足立区ホームページをご確認ください



◆ ご注意点

1) 分割納付されている人

督促状は、納税相談後の分納計画を遅滞なく実行されている方にも、送付しております。ご了承ください。

2) すでに納付済の人

区で納付が確認できるまで2~3週間かかる場合があります。行き違いですので、何卒ご容赦ください。

3) 口座振替による納付手続きをされている人

督促状は、残高不足等により引き落としができなかった方にも、お送りしております。

◆ 納付忘れを防ぐためには

1) 「特別徴収」に切り替える（給与所得者に限る）

特別徴収に切り替えると、現在の勤務先で毎月の給与から分割で差し引かれるようになります。ご希望の方は、勤務先にご相談ください。

2) 「口座振替」を利用する

口座振替依頼書（ハガキ形式）がお手元にない場合はご連絡ください。

また、金融機関のキャッシュカードがあれば、足立区内の区民事務所や足立区役所の納税課窓口で申込が可能です。

口座振替の詳細は、足立区ホームページをご確認ください



◆ 休日納税相談のご案内

毎月第4日曜日の午前9時から午後4時まで、足立区役所納税課中央館1階（住所：東京都足立区中央本町1丁目17番1号）にて、納付や納税相談ができます。

◆ お問い合わせ先について

1) 納税についてのご相談

納税課 滞納整理第一係	(03) - <u>3880</u> - 5236
滞納整理第二係	(03) - <u>3880</u> - 5237
滞納整理第三係	(03) - <u>3880</u> - 5235
区外に転出した方	(03) - <u>3880</u> - 5345

サンハチハチゼロ

2) 口座振替等、お支払い方法のご案内

納税課 収納管理係	(03) - <u>3880</u> - 5238
-----------	---------------------------

【受付時間】 午前8時30分～午後5時（土曜、日曜、祝日、年末年始除く）

※ お電話の際はおかけ間違いのないようお願いいたします。